

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（きびなご刺し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）12 月 15 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式 刺し網漁業	きびなご 刺し網漁業	別記 1 のとおり	8 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市牛深町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用 者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）12 月 15 日から令和 7 年（2025 年）12 月 19 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 10 年（2028 年）5 月 31 日 までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用する網具の全長は、70 メートルを超えてはならない。
 - ウ 網丈は、15 メートルを超えてはならない。
 - エ 集魚灯に使用する発電機の総設備容量は、1 漁船につき 12 キロワット以下でなければならない。
 - オ 集魚灯に使用する電球の総設備容量は、1 漁船につき 10 キロワット以下でなければならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記1

操業区域（天共第9号共同漁業権漁場内牛深町地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第161号（天草市法ヶ島南東端）

ア 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という。）の海岸線における境界

イ 牛深町と魚貫町の海岸線における境界から真方位 295 度、1,100 メートルのところ

ウ 天草市桑島三角点から真方位 355 度 20 分、2,040 メートルのところ

エ 天草市桑島三角点から真方位 323 度 20 分、3,110 メートルのところ

オ 天草市大島灯台から天草市沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から 900 メートルのところ

カ 天草市大島灯台から天草市片島山頂を見通した線上、片島南端から 1,100 メートルのところ

キ 天草市砂月中神島南端から牛深町ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から 1,100 メートルのところ

ク 基点1と天草市築島東端を見通した線から基点1を基点として右へ 307 度 40 分、2,000 メートルのところ

ケ 熊本県漁場基点天第169号（天草市戸島崩の鼻突端）から真方位 173 度、1,570 メートルのところ

コ 天草市勝崎南端から真方位 200 度、720 メートルのところ

サ 牛深町と天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）との境界（コンド鼻）から真方位 101 度 47 分、540 メートルのところ

シ 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）